

令和7年度 前期選抜募集要項

福島県立相馬高等学校

〒976-0042 福島県相馬市中村字大手先57番地の1

TEL 0244-36-1331 FAX 0244-36-6149

1 アドミッションポリシー

- ① 高い学習意欲や知的な好奇心、積極性を有し、自己実現への明確な目標と高い向上心を持って努力を重ねることができる生徒を募集する。
- ② 協働と探究、自己の成長を重視し、多様な物事に対して主体的に挑戦しながら次世代のリーダーとして活躍できる資質・能力を有した生徒を募集する。
- ③ 何事にも意欲を持ち、自らを高めようと学び続けながら、伝統の継承や地域の発展に寄与することができる生徒を募集する。

2 募集定員

- (1) 普通科 募集定員120名
 - ① 特色選抜 募集定員枠は募集定員の10%程度
 - ② 一般選抜 募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数
- (2) 理数科 募集定員40名
 - ① 特色選抜 募集定員枠は募集定員の10%程度
 - ② 一般選抜 募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

3 出願資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 普通科は次の区域内に居住する者
 - ① 固定区（相馬市・相馬郡新地町・南相馬市鹿島区・南相馬市原町区）
 - ② 共通区（相馬郡飯舘村・南相馬市小高区）
 - ③ 隣接学区（双葉学区・県北学区）
ただし、隣接学区からの入学許可は普通科第1学年生徒定員の20%以内とする。
 - ④ 宮城県（丸森町・山元町）
※上記①～④以外からの出願者については、指定された出願に必要な書類のほか①～④に該当する区域に保護者が居住することになることを証明する書類を提出しなければならない。また、県外からの出願者は、さらに他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を提出しなければならない。
- (4) 理数科は県内通学区域の制限はない。（宮城県丸森町及び山元町からの出願を認める）

4 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書 福島県教育委員会所定の用紙。入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。
 - ② 調査書 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、各高等学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
 - ③ 特色選抜志願理由書 本校所定の用紙に志願者自筆とし、保護者氏名は保護者自署のもの。
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの。
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書 福島県教育委員会所定の用紙。入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。
 - ② 特色選抜志願理由書 本校所定の用紙に志願者自筆とし、保護者氏名は保護者自署のもの。

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ③ 健康診断書 令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの。ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除できる。
- ④ 履修証明書、学習成績証明書 ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ⑤ 受験票用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、学科名、志願者氏名を記入したもの。
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙 福島県教育委員会所定の用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

5 出願上の注意

- (1) 入学願書、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙、自己申告書は福島県教育委員会（相双教育事務所）より受け取る。また、特色選抜志願理由書は本校ホームページからダウンロードする。
- (2) 本校に出願する者は、他の公立高等学校を併願してはならない。
- (3) 特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (4) 特色選抜の出願は、第二志望は認めない。
- (5) 一般選抜において、理数科を志願する者のうち、本校普通科の通学区域又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科を第二志望とすることを認める。また、普通科を志願する者は、本校の理数科を第二志望とすることを認める。
- (6) 出願手続き完了後に、受験票及び入学検定料納付済証明書を受け取る。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

6 出願期間及び受付時間・場所

- (1) 期 間 令和7年2月4日(火)から2月7日(金)までとする。
- (2) 時 間 午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
なお、県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、簡易書留の郵便料金460円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和7年2月7日(金)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (3) 場 所 相馬高等学校事務室

7 自己申告書の提出

- (1) 自己申告書は、入学願書とともに福島県教育委員会(相双教育事務所)より配布される。
- (2) 中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。
提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- (3) 志願者は必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、簡易書留の郵便料金460円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (4) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。
- (5) 提出期間は、令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。郵送の場合には、2月17日(月)の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

8 出願先の変更

- (1) 志願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、祝日は受け付けない。
- (2) 本校の普通科・理数科の間で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という。)へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外については、直接、本校校長に提出する。

② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外については、直接、変更先の学校長に提出する。

(4) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

10 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。

○ 志願してほしい生徒像

本校では、アドミッションポリシーを踏まえ、将来の社会を担う人材の育成を目指して、広い視野を持ち、自ら考える力を育成する教育を行っている。

【普通科】普通科では、しっかりと社会に貢献できる力を育むため、種々の活動を通して心身を鍛え文武両道を追求しており、将来の幅広い進路選択を可能にするため、次のような生徒を求めている。

- ・ 中学校で優秀な学習成績をあげており、本校が次に指定する競技において、高い能力または学校の部活動や地域クラブ活動等での顕著な実績を有し、学業に精励しつつ部活動を継続しリーダーシップを発揮できる者。また、高校卒業後の進路について将来の展望をしっかりと持つ者。

<指定部活動> バレーボール(男)、野球(男)、サッカー(男)、バスケットボール(男・女)

① 学力検査 5教科実施し、満点を250点とする。

② 特色選抜志願理由書 本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいことなどについて本人が記入する。

③ 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接 個人面接を実施し、本校への志望動機や中学校での活動状況、将来の希望などを問う。面接については、点数化し、60点満点とする。

⑤ 特色検査 実技を実施し、基本的な身体能力や専門的技能などをみる。実技については、点数化し、100点満点とする。

⑥ 選抜資料の満点 全体の満点は、600点とする。

【理数科】理数科では、特徴的なカリキュラムを活かし、探究的な活動の資質と地球規模で行き交う情報を取り出して活用する能力を伸長して、将来、社会に貢献できる力を育むため、次のような生徒を求めている。

- ・ 中学校で優秀な学習成績をあげており、生徒会や学級、部活動などにおいてリーダーを務めるなど中心となって活動した生徒で、理数科の趣旨を理解し、数学的な活動や観察
- ・ 実験などを通して探究的活動を行い、科学的な考察を進められる者。また、医療系や自然科学系など理系の大学への強い進学希望を持ち、将来、社会に貢献できる素地を持つ者。

① 学力検査 5教科実施する。また、傾斜配点を実施し、数学及び英語の得点を2倍にし学力検査の満点を350点とする。

- ② 特色選抜志願理由書 本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいことなどについて本人が記入する。
- ③ 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。
- ④ 特色面接 個人面談を実施し、本校への志望動機や中学校での活動状況、将来の希望などを問う。面接については、点数化し、60点満点とする。
- ⑤ 特色検査 作文を実施し、資料を読み600字程度で自分の考えや思いを述べる作文とする。作文については、点数化し、100点満点とする。
- ⑥ 選抜資料の満点 全体の満点は、700点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として選抜を行う。

- ① 学力検査 5教科実施し、満点を250点とする。
- ② 調査書 「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

11 学力検査及び特色面接、特色検査の日程等及び持参物

- (1) 期 日 学力検査 令和7年3月5日(水) 午前8時30分までに集合・点呼
特色選抜 令和7年3月6日(木) 午前8時30分までに集合・点呼
- (2) 会 場 相馬高等学校
- (3) 日 程 3月5日(水)

- ① 日程説明・諸注意 8時40分～ 8時50分
- ② 学力検査 9時00分～15時10分

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	英語	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

3月6日(木)

- ① 日程説明・諸注意 8時40分～ 8時50分
- 【普通科】② 特色面接 9時00分～(終了時間は志願者数による)
- ③ 特色検査(実技) 特色面接終了後～(終了次第下校、実技は第一体育館で実施)
- 【理数科】② 特色検査(作文) 9時00分～10時00分
- ③ 特色面接 10時20分～(終了次第下校)

※ 特色選抜の日程は志願者数により変動するため、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

- (4) 持参物 ① 学力検査 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
※ 持ち込めないもの 各辺比率や角度記載の定規、分度器(分度器機能を有する定規を含む)、下敷、月や星座などの英語記載のある時計、計算機能や言語表現機能を有するもの及び携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類
- ② 特色選抜 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム
※ 普通科の志願者は上記に加えて、別紙「令和7年度特色選抜(普通科)の特色検査について」により必要なものを準備し、持参すること。

12 追検査等の実施

追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

- (1) 期 日 令和7年3月11日(火) 午前8時30分までに集合・点呼
- (2) 会 場 相馬高等学校
- (3) 日 程 ① 日程説明・諸注意 8時40分～ 8時50分

② 学力検査		9時00分～14時45分							
9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	英語	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

③ 特色面接・特色検査 15時20分～17時00分

※ 追試験の日程は、追試験の志願者数及び追試験の学力検査実施の有無等により大きく変動するため、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

(4) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和7年3月7日（金）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

13 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降に発表する。
- (2) 合格者には、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を、正午以降、14時までの間に、本校事務室にて提供する。
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を令和7年3月7日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」を交付する。
なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、本要項 12 追検査等の実施(4) 追検査等受験の手続きに定めるところによる。
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、本実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) 出願手続き等で不明な点は、相馬高等学校に問い合わせること。